

須恵町シティプロモーション推進業務委託 仕様書

1. 委託業務名

須恵町シティプロモーション推進業務委託

2. 業務の目的

須恵町(以下、「町」という。)の地理的・経済的特性を踏まえつつ、地域資源を最大限活用し、ブランド価値の向上と持続的な賑わいの創出を目的とする。また、民間企業による専門的な調査、分析に基づく提案によって、魅力ある特産品・コンテンツの企画、開発及び発信力の強化を通じ、町内事業者の販路拡大や成長を促進し、関係人口の創出と長期的な地域産業の成長基盤の構築を図るものである。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

ただし、運用開始日は令和 8 年 4 月 1 日からとし、契約締結日から運用開始日までは、引継ぎ及び寄附管理システム等の準備期間とする。なお、準備期間中の委託料は発生しないものとし、進捗に応じて準備期間は延長する場合があるものとする。

4. 定義

- (1) 特設サイト:自治体が管理する特産品 EC プラットフォームを指す
- (2) 事業者:町内に所在地を持つ生産者・事業者又はふるさと応援寄附金事業における関係事業者を指す
- (3) 受託者:本契約に基づき業務を遂行する事業者を指す

5. 業務の概要

- (1) 分析・コンサルティングに関する業務
- (2) 広告運用、プロモーションに関する業務
- (3) 地域の魅力ある特産品・コンテンツの企画、開発に関する業務
- (4) 町内事業者の販路拡大・業務改善支援に関する業務
- (5) 自治体特設サイト兼特産品 EC プラットフォーム(以下、「特設サイト」という。)の管理、運営に関する業務
- (6) 町のブランディング、まちづくり施策の伴走支援に関する業務
- (7) その他の業務

6. 業務の詳細

(1) 分析・コンサルティングに関する業務

- ア. 町が管理する特設サイトやふるさと納税ポータルサイト、SNS 等(以下、「サイト等」という。)の来訪、利用状況を定量・定性にて分析し、関係人口創出に資する具体的な施策や改善案を提案すること。
- イ. 町の認知度向上、関係人口創出に対する有効なプロモーションについて、デジタル広告(検索・ディスプレイ・SNS・動画等)、SEO/コンテンツマーケティング、リターゲティング、アフィリエイト施策、PR イベント等における予算配分、運用指標、費用対効果等を提案すること。
- ウ. 実施したプロモーションの具体的な内容及び効果等について、月次又はプロモーション完了時に評価し、改善案を報告すること。
- エ. シティプロモーションに係る事業のうち、事務負担や経費の削減等の効率化が図れるものについて、分析のうえ事業評価を行い、改善案を提案すること。

(2) 広告運用、プロモーションに関する業務

- ア. 町の魅力を幅広く発信し、認知度向上と継続的な繋がりの醸成を図るプロモーションを実施すること。実施媒体や実施時期、内容については発注者と協議のうえ決定、実施するものとする。
- イ. 写真撮影、画像加工、動画制作等を行い、魅力紹介コンテンツの制作・配信を行うこと。プロモーションに必要素材は町の提供又は受託者による取材で調達・整理すること。
- ウ. プロモーション事業に係る記念品や贈答品等の物品・サービス調達を含め、町の要望に応じて他のプロモーション支援を行うこと。
- エ. サイト等へのアクセス、特産品の販売実績に影響を与えるコメントやレビューについて、評価及び件数の増加を目的とした施策を提案・実施すること。

(3) 地域の魅力ある特産品・コンテンツの企画、開発等に関する業務

- ア. 関係団体や事業者等と連携し、地域資源を活用した新たな特産品となり得る商品や町の魅力向上に資するサービスの企画、開発及び支援を行うこと。
- イ. 市場分析に基づく、ニーズの高い新たな商品やサービスの提案及び既存特産品の改良等についての支援を実施すること。
- ウ. 事業者向けの説明会や個別訪問を実施し、新たな特産品の生産可能な事業者を募集すること。
なお、説明会や訪問等の頻度・方法は協議のうえ決定する。
- エ. その他、町の魅力やにぎわい創出に寄与する事業又は商品やサービスに係る提案及び支援を発注者と協議のうえ、実施すること。

(4) 町内事業者の販路拡大・業務改善支援に関する業務

- ア. 町内事業者の強みを活かした、特産品やサービスに係る付加価値向上や販路拡大に資する支援を行うこと。

- イ. 特產品の販路拡大に伴う、発送・在庫管理フローの構築並びに必要に応じた事業者への集荷、冷凍、梱包等の小口配達に対する支援を行うこと。
- ウ. 事業者への訪問やヒアリングを通じて、業務プロセスの改善、品質管理体制の整備、物流・在庫管理の効率化等、運営面の改善支援を行うこと。
- エ. 町内事業者向けの講習やワークショップを実施し、実務の標準化やコンプライアンスに関する理解を深める等、企業力の向上に資する支援を行うこと。説明会やワークショップ等の開催頻度・方法は協議のうえ決定する。

- (5) 自治体特設サイト兼特產品 EC プラットフォームの管理、運営に関する業務
- 町の情報発信とファンづくりを重視した企画・運用を行い、特設サイト並びにサイト等における一体化したプロモーションを図るとともに、特產品の販路拡大と認知度の向上を図るため、次の各項で定める業務を実施するものとする。
- ア. 特設サイトの出店及び管理・運営
 - ① 目的に則ったシティプロモーションの実施並びに須恵町内地場産品（町内で生産又は製造された農林水産物及び加工品等）の販売に適した EC モール等出店場所の選定を行うこと。選定の際は町と十分に協議のうえ、決定すること。
 - ② 特設サイト内において、ユーザーの利便性が十分に確保されるようサイト内のデザイン、各種設定等を行うこと。
 - ③ 商品登録に必要な写真素材等については、出品事業者と調整のうえ対応すること。
 - ④ 運営事務局及び問い合わせ窓口を設置し、ユーザー及び出品事業者からの問合せ及びクレーム等に対応すること。また、必要に応じて出品事業者へその対応を引き継ぐこと。

- イ. 出品事業者及び地場産品の要件
 - ① 出品事業者の要件は、次の全てを満たすものとする。ただし、町長が町のシティプロモーションに寄与すると認めるものに対しては、この限りではない。
 - イ) 町のシティプロモーション活動に積極的に協力し、須恵町内及び福岡県産の地場産品を取り扱うことを通じて、福岡県須恵町の魅力を全国へ発信することに寄与することが可能であること。
 - ロ) 発注に対する対応（商品梱包、一定期間内の発送、問合せ等）が可能であること。
 - ハ) 掲載、販売に必要な事業者並びに商品に関する情報を提供可能であること。
 - 二) 季節商品を除き、継続して需要に応じられる生産力を有すること。
 - ホ) 食品衛生法、食品表示法等、その他関係法令に定める規定に違反していないこと。
- ② 特設サイト上にて取り扱う地場産品は、次のいずれかに該当するものとする。
 - イ) 町内において生産されたもの。

- ロ) 商品の付加価値における製造もしくは加工の工程のうち、過半以上が町内であることを占めるもの。町内において、商品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
 - ハ) 町内産の主原材料を使用して製造されたもの。
- 二) 町内で実施される役務であり、主要な部分が当該地方団体に関連性のあるものであること。
- ホ) その他、町長が地場産品又はそれに準ずると認めるもの。

ウ. 販売管理

- ① 特設サイト内の登録商品については金額及び在庫状況等について適切に表示し、管理すること。
- ② 受注した際は、出品事業者へ当該受注内容について、適宜、電子メール等にて通知すること。
- ③ 出品事業者から発送方法、発送予定日、到着予定日等の発送管理に必要な情報を受けるものとする。

エ. 報告

- ① 町からの求めに応じて、隨時販売実績等を報告すること。
- ② 上記報告に加え、購入者と購入商品の傾向(売上高・訪問者数・CVR・平均注文額・リピート率・問い合わせ対応履歴)等を分析した報告書を提出すること。
- ③ 町は、上記報告書ほか受託者から受領した提出物を、本委託業務に関与する職員の範囲でのみ使用し、第三者(出品事業者を含む)に開示しないものとする。ただし、出品事業者毎の販売実績を含む個人・法人情報に関するものを除き、この限りではない。なお、店舗運営で得られた販売関連データは、町及び出品事業者に定期的にフィードバックすること

(6) 町のブランディング、まちづくり施策の伴走支援に関する業務

- ア. ふるさと納税事業を核とする人のつながりを継承・発展させ、官民連携した持続可能なまちづくりを推進するための、人材確保や組織設計を支援すること。
- イ. 町と委託者PMを中心化に置き、関係事業者や地域団体等と連携して実施する体制の構築を目指すこと。
- ウ. 中核人材の選定・育成支援、運営ルール・ガバナンス設計を行い、自立的運営体制の確立を目指すこと。
- エ. 寄附活用によるまちづくり施策の企画提案及び協働実施を通じて、町全体でブランドメッセージ発信、共有できる体制づくりを支援すること。

(7) その他の業務

その他、町の魅力発信や地域産業の活性化に資する、町が必要と認める業務又は受託者が提案する業務について、双方協議のうえ実施すること。

7. 委託料及びプロモーションに係る経費の負担について

(1) 受託者へ支払う費用は、以下に定めるものとする。

ア. 委託料

須恵町ふるさと応援寄附金事業管理業務委託に係る取り扱い寄附金額に対する一定割合とする。

イ. シティプロモーションに係る費用

事前に町と協議し、承認を得た費用。

ウ. 記念品等の調達に要する費用

町の指示に基づく、記念品等の調達に要する費用のうち、実費相当額。

エ. その他の費用

その他、町が支払うことが適切であると認める費用。

(2) 支払いについては、町が適正な請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

8. 報告・評価

前月の業務内容を月次報告として提出し、町の検査・承認を経て、正式な成果物として受領するものとする。ただし、報告内容及び評価基準、方法については、選定事業者と協議のうえ定めるものとする。

9. 制作物に関する著作権等

本業務において制作、使用する写真及びデザイン、テキストデータ等の著作物は、利用許諾を受けているものを町に提供するものとし、当該著作物の引渡し時に町に無償で譲渡するものとする。なお、町が利用するにあたって、第三者より権利侵害等の主張を受けた場合、受託者又は提供者は自己の責任と費用において当該紛争を解決し、町に一切の損害を及ぼさないものとする。

10. 法令遵守及び個人情報の管理

(1) 受託者(再委託事業者含む)は、業務上取得した個人情報の取扱については、須恵町個人情報保護条例を遵守し、保護の徹底を図らなければならない。また、本委託業務終了後又は解約後も同様とする。

(2) 個人情報を含む情報の取扱について、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。

11. 秘密保持

業務遂行上知り得た秘密情報は、契約期間中および契約終了後も厳格に守秘を行う。

12. 一括再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面により町の承認を得た場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

13. 損害賠償

本業務の遂行により生じた損害(第三者に与えた損害を含む)について、原因究明と適切な是正を行い、第三者の責めに帰する場合を除き、相当の賠償責任を負うこと。

14. その他

- (1) 本業務については、受託者選定時の提案と乖離がないよう、提案書及び仕様書に基づく内容を遵守し履行すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、町と十分に協議を行い、町の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議のうえ定めるものとする。

以上